

コスモエコパワー株式会社「(仮称)波崎ウィンドファームリプレース事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年7月15日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)波崎ウィンドファームリプレース事業環境影響評価方法書について、コスモエコパワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、茨城県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：茨城県神栖市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大15,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 3年 8月17日
環境大臣意見受理	令和 3年10月28日
経済産業大臣意見発出	令和 3年11月 4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 4年 1月18日
住民意見の概要等受理	令和 4年 3月23日
茨城県知事意見受理	令和 4年 6月21日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 7月15日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742(直通)

コスモエコパワー株式会社「(仮称)波崎ウインドファームリプレイス事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
2. 風車の影に係る影響について、既設風力発電設備が及ぼしている環境影響の程度を把握し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 鳥類などへの本事業による影響について、既設風力発電設備が及ぼしている環境影響の程度を把握し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(茨城県知事からの意見書の写しを添付)